

第8期第24回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日(木) 午後2時00分から午後2時17分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	△	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	蠣崎 梓	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第5 報告第3号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第6 報告第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第9 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局－支局長 藤野 真穂、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。

議 長	欠席は3番・小林委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第24回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、24番・伊藤正人委員、26番・平島道弘委員の両名を指名したいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案3件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第1号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は1ページをお開き願います。 6月につきましては、議案書に記載のとおり、10日に川東地区委員会を開催しており、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について2件審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページになります。 令和8年1月3月4月5月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書2ページに記載のとおりむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。 なお、議案書3ページから10ページに北海道農業公社からの認可申請及び

事務局	計画一覧を添付しておりますのでご確認願います。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書12ページをお開き願います。 12ページから照会内容がありますが、今回の変更につきましては13ページをご覧いただきたいと思います。 まず、農業振興地域整備計画ですが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく総合的な農業振興のための計画となっており、目安を5年程度とし一定程度の期間で全体的な見直しをなささいよという内容となり今回はその全体的な見直しをするための意見照会となっています。2番の内容の見直しですが、平成25年3月の計画作成後、令和2年に変更しておりますが、経年による内容及び文言の修正が主となっています。 なお、変更内容については14ページから20ページに新旧対照表、21ページから44ページに整備計画書(案)として添付しております。 再度13ページにお戻りいただき3番につきましては、農振農用地区域について現行を基本としながら区域設定を行っていますが、農用地として利用されている用地の追加が(3)に、山林・原野等において農用地としての利用が見込めない用地の除外が(4)に記載されております。これらの内容を踏まえ、45ページに回答内容がありますが、現在の農用地の利用内容や情勢にあった内容修正も行われており、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないものとして回答をしておりますのでご報告申し上げます。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑はありませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6 報告第4号「農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第4号、農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

事務局

議案書46ページをお開き願います。

4月の総会でご承認いただきました[]の[]が営農型太陽光設備を設置するため転用する案件ですが、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。その結果でございますが、17ページから49ページにありますとおり、許可相当である旨、回答があり、許可書を交付しましたのでご報告申し上げます。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第7 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書51ページをお開き願います。

【議案書朗読】

1番については、相手方の要望により賃貸借するものです。以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書52ページから53ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

25番

1番について現地を確認してきましたので報告します。

事務局の説明があったとおり1番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありま

議 長	せんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第 8 議案第 2 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 2 号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書は 5 5 ページです。譲渡人はすべて北海道農業公社です。 【議案書朗読】 1 番から 5 番については、農業公社から賃貸借を終え、売渡を行うものです。所有権の移転時期は告示日からとなります。 なお、この計画要請の内容は、5 6 ページに添付しております機構法第 1 8 条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては議案書 5 7 ページから 6 1 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第 9 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。なお、本案件は XXXXXXXXXX が借受予定者となっており、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。

事務局	議案書は63ページをお開き願います。 転貸者が北海道農業公社による利用権設定です。 【議案書朗読】 賃貸期間については告示日から記載のとおりとなっております。 なお、この計画要請の内容は、64ページに添付のあります機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、65ページから66ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。